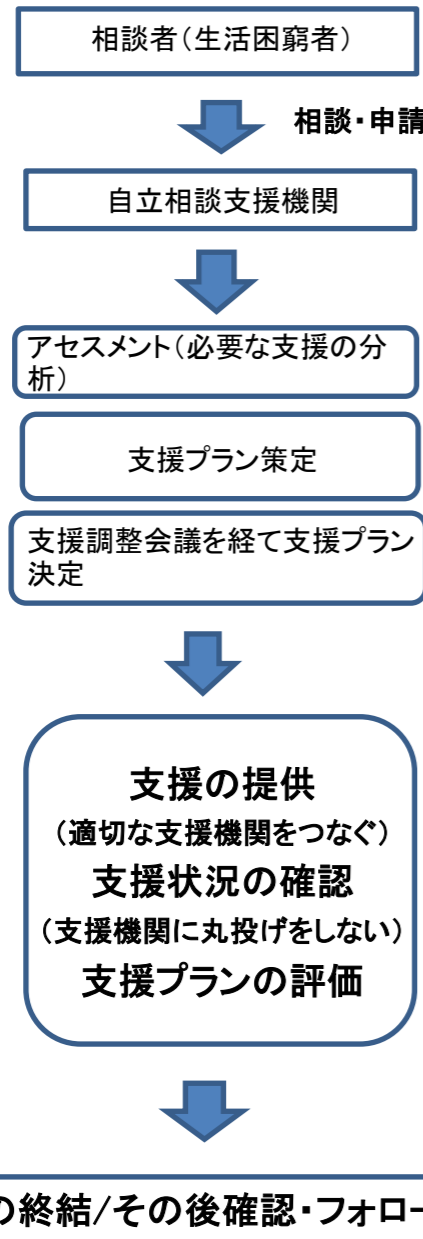


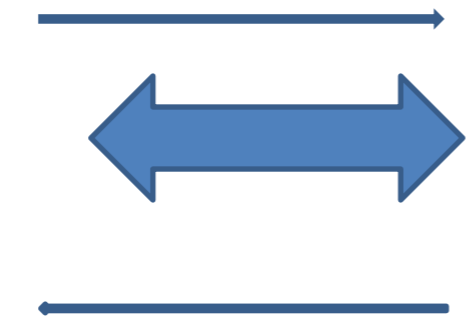
生活困窮者自立支援制度における認定就労訓練事業の位置づけ

○生活困窮者自立相談支援事業

※ 自立相談支援機関(市町村社協等)の自立相談支援員が生活困窮者個々に応じた支援プランを策定し、支援



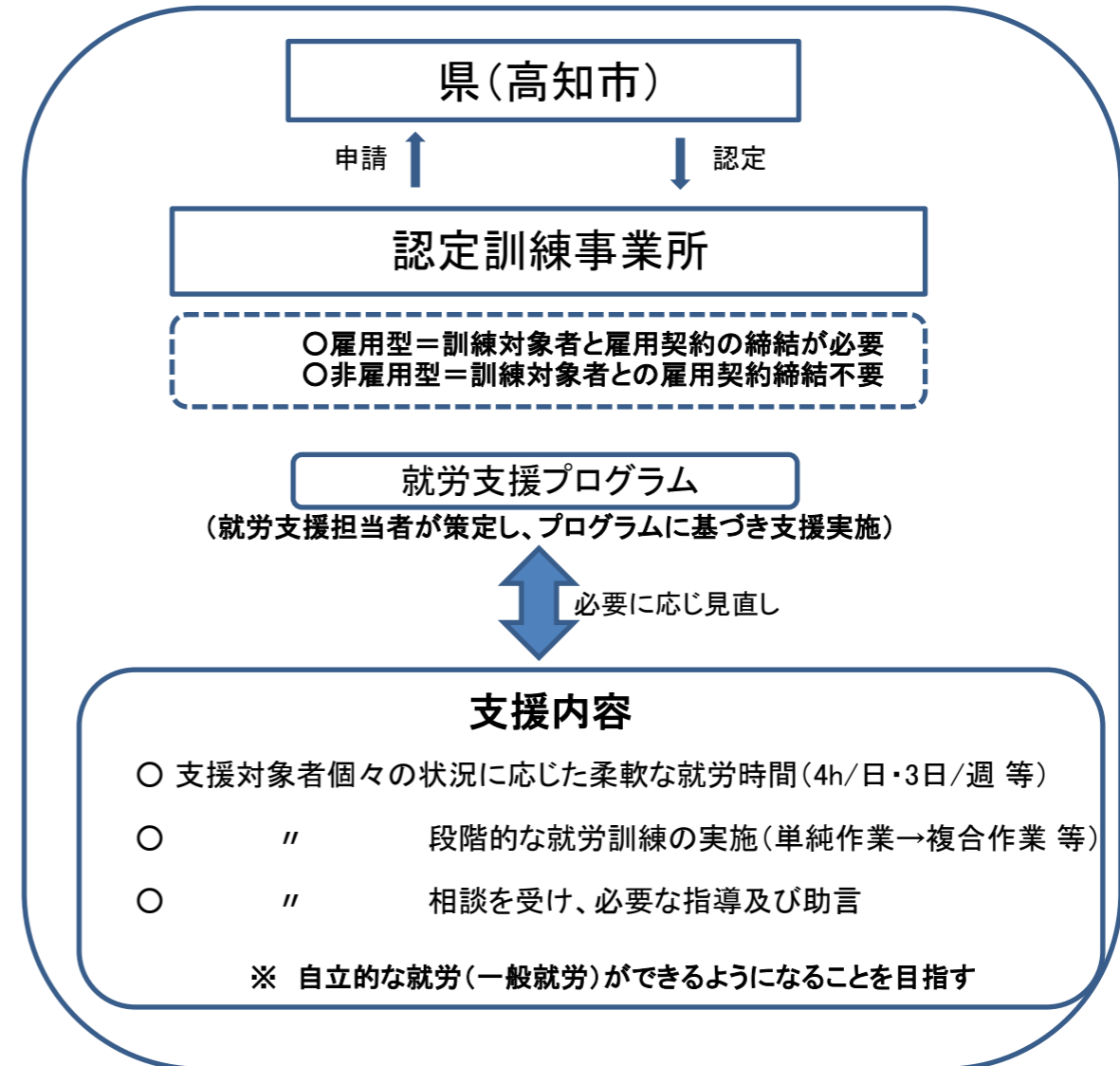
・雇成型・非雇成型の別を示し訓練を依頼
・自立相談支援員による訓練実施状況の確認



・訓練状況について情報共有
・訓練実施が困難な場合の対応策協議

○認定生活困窮者就労訓練事業

※ 利用者の状況に応じた作業等の提供と合わせ、個々人の就労支援プログラムの策定により、就労支援担当者が一般就労に向けた支援を実施
事業そのものは、社会福祉法人等が自主事業として実施(行政からの訓練実施に必要な経費的支援無)し、県(高知市)が就労訓練事業所としての認定を行う



認定就労訓練事業の認定申請について

1 申請書類

※ 申請は、就労訓練を行う事業所ごとに行う必要があること(高知市所在の事業所は高知市に、それ以外の市町村所在の事業所は県に申請を行う。)

(1) 申請書(別途指定様式)に記載すべき事項

- ・ 就労訓練事業を行う者(申請者)の名称
- ・ 就労訓練事業を行う者の主たる事務所の所在地、連絡先 法人について記載
- ・ 就労訓練事業を行う者の法人の種別、所轄庁
- ・ 就労訓練事業を行う者の法人の代表者の氏名
- ・ 就労訓練事業が行われる事業所の名称
- ・ 就労訓練事業が行われる事業所の所在地、連絡先
- ・ 就労訓練事業が行われる事業所の責任者(施設長)の氏名 事業所(施設)について記載
- ・ 就労訓練事業の定員の数
- ・ 就労訓練事業の内容
- ・ 就労訓練事業における就労等の支援に関する措置の責任者(就労支援担当者)の氏名

(2) 申請書に添付が必要な書類

- ・ 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
- ・ 平面図、写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要、組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表、収支計算書など法人の財政的基盤に関する書類
- ・ 就労訓練事業を行う者(法人)の役員名簿
- ・ 誓約書(別途指定様式)
- ・ その他高知県知事(高知市長)が必要と認める書類

※ 社会福祉法人、消費生活協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、誓約書のみの添付で可とする。

2 審査の概要

(1) 申請書の提出

県における提出先は高知県地域福祉部福祉指導課であり、福祉指導課は、申請書を受理後、申請書の記載事項又は添付書類に不備がないかを確認のうえ、不備がある場合には、相当の期間を定めたくうで補正を指示する。

(2) 主な審査項目

認定基準の項目ごとに、次の審査を行う。審査においては、必要に応じてヒアリング等を行う。

① 法人各を有すること

登記事項証明書により、申請書の記載内容と齟齬がないことを確認する。

② 事業を健全に遂行するに足る施設、人員及び財政的基盤を有すること

提出された書類や申請者の説明の内容をもとに、申請に係る事業の実態を具体的に把握したうえで、当該事業が健全に遂行されえるだけの施設、人員及び財政的基盤を有するかどうかを総合的に判断する。

なお、社会福祉法人、消費生活協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、特段の事情がない限りにおいて、必要な財政的基盤を有すると判断して差し支えないとされている。

③ 自立相談支援機関のあっせんに応じて生活困窮者を受け入れること

誓約書により確認する。

- ④ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置をとること
事業の透明性を確保する観点から、情報の公開に関する必要な措置を講ずることを製菓所により確認する。(具体的には就労支援体制、就労訓練事業における作業の内容、実際の利用状況等に関する情報についてホームページ、広報誌等により公開することが考えられる。)
- ⑤ 法人やその役員が欠格要件に該当しないこと
誓約書、役員名簿により確認する。
- ⑥ 就労支援等に関する責任者を配置すること等
申請書により責任者の氏名を把握するとともに、責任者の配置を含めた利用者に対する適切な支援の実施について誓約書により確認する。
就労支援等に関する責任者については、兼務の場合当該施設における他の法令等による職員配置基準に抵触することはないか、実際にどのような体制で支援が行われるか等について確認する。
- ⑦ 非雇用型の利用者の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法等の規定に準ずる取扱いをすること。
誓約書により確認する。
- ⑧ 非雇用型の利用者に係る災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること
誓約書により確認する。

参 考

- 県地域福祉部福祉指導課ホームページに「高知県生活困窮者就労訓練事業」等、関係通知、事業のご案内を掲載してあるので、是非ご覧いただきたい。